

令和 8 年度整備
消防ポンプ自動車（日高分署）仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、埼玉西部消防局（以下「当局」という。）車両整備計画に基づき購入する消防ポンプ自動車（CD-I型・以下「車両」という。）の製作にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 摘要

- (1) 車両は、火災・各種災害及びこれらの災害における緊急出場に対処できるよう製作するもので、ポンプ・各構造・装置は堅牢で耐久性及び耐食性に優れたものでなければならない。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合又は変更の必要を認めたときは、受注者は直ちに当局に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。
なお、不明な点は当局へ確認し十分熟知のうえ契約するものとし、契約後に生じた疑義は、すべて当局の解釈に従うこと。

3 規格

- (1) 車両は、この仕様書に定めるもののほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）及びその他関係ある法令・通達に適合するものであること。
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 日本消防検定協会策定の「消防用車両の安全基準について」の項目を全て満たし、国際標準化機構策定の「ISO9001」及び「ISO14001」の認証を受けた工場で製造が行われていること。
- (4) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐え得るものであること。
- (5) 艀装材料は、すべて日本産業規格にあった、強度及び耐久性を有するものを使用していること。

4 検査

- (1) 検査は、中間検査、完成検査、その他当局が必要と認める検査とする。
- (2) 検査を受けようとするときは、事前に検査日時、場所及び要領を記載した検査願書を提出し、当局の承認を受けること。
- (3) 検査にあたっては、営業担当者等が立ち会うこと。

(4) 指示事項及び確認事項は立会人が記録し、受注者と当局が確認のうえ指示書を取り交わすこと。

(5) 中間検査

完全塗装前に、仕様書及び承認図に基づき、次の事項について実施する。

ア 取付品及びシャシ附属機器の取付け状況の適否

イ キャブ改造工事、艀装状況の適否

ウ 艀装の形状、構造、寸法等

エ 取付品の位置及び附属品の収納等の状況

(6) 完成検査

次の事項について実施する。

ア 中間検査結果における指示事項の確認

イ 本仕様書、承認図等に基づく車両、艀装関係検査

ウ 附属品の確認

5 納入

(1) 納入場所 埼玉西部消防局（配置先：飯能日高消防署日高分署）

(2) 納入期限 令和9年3月16日

(3) 納入に際しては、事前に車両各部の点検整備を施し、燃料満タンで納入すること。

(4) 納入場所に際しては、当局へ納入後、配置先へ移送すること。

(5) 受注者の責に帰することのない不測の状況により、納入に影響が生じた場合は、当局と協議を図ること。

6 保証

保証期間は、車両メーカー保証期間に準ずること。

ただし、保証期間終了後においても材料の不良、設計、製作、組立の不適により故障及び破損等の欠陥を認めるときは、すべて受注者が無償で修理、交換すること。

7 技術指導

受注者は、納入後において、技術指導のための指導員を派遣し、車両の取扱操作に係る技術指導をすること。

なお、技術指導に係る費用は受注者の負担とし、日程については当局と調整を図ること。

8 製作中の問題処理

車両の製作にあたり生じた問題事項は、受注者が責任を持って解決すること。

9 附属品

附属品は、シャシ及び艀装のため必要な附属品のほか、別表によるものとする。

10 その他

(1) 自動車登録番号は、当局が指定する番号とすること。

(2) 納入までの経費については、すべて受注者が負担すること。

ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険及びリサイクル料金については受注者がこれを立替払いし、発注者が納車後に支払うものとする。

(3) 車両の更新に際し、廃車又は一時登録抹消及び変更登録する車両は、それに係る手続きについて受注者に委任し、手続きについて処分経過及び収支報告を行うとともに、これに係る領収書又は見積書を添付すること。

なお、廃車又は一時登録抹消及び変更登録する車両に係る手続きについての経費は受注者が負担するものとし、契約金額に変更が生じる場合は別途協議すること。

(4) 本仕様書に定めるもののほか、視認性及び安全性を高めるための措置をとること。
(詳細は当局担当者と別途協議すること。)

第2 提出書類

1 製作承認

製作に先立ち、本仕様書に基づく次の書類を各3部提出し、当局の承認を得ること。

車両の艤装等の製作は、当局の承認後に開始すること。

(1) 製作工程表

(2) 諸元明細表

(3) 各種計算書

ア 車両艤装5面図

イ ポンプ搭載図

ウ 動力伝達装置関係図

エ 電気配線図

オ 諸元明細表（取付品及び附属品・メーカー名一覧表）

カ 各計算書（艤装重量・車両重量）

キ ボックス関係図

ク その他、当局が指示するもの

2 工程表

契約後、工程に変更が生じる場合、当局に工程表を再提出すること。

3 着手届

製作開始に先立ち、着手届を提出すること。

4 完成図書等

車両完成時に、次の書類を2部提出すること。

(1) 車両取扱説明書

(2) ポンプ取扱説明書

(3) 消防ポンプの試験成績書

- (4) エンジン・シャシのパーツリスト（１部）
- (5) 改造概要等説明書（１部）
- (6) 自動車検査証の写し
- (7) 緊急自動車届出確認証
- (8) 各計算書（艤装重量・車両重量・荷重分布計算書・最大安定傾斜角度計算書）、
完成車重量実測測定検査成績表、完成車転覆角度検査成績表
- (9) 完成車構造図
- (10) 自主表示の写し
- (11) 製造工程写真（シャシ、組立中及び艤装後）
- (12) 試験工程写真（転覆角度試験、重量実測試験、放水試験）
- (13) 塗装工程写真（塗装前、各下地処理及び塗装後）
- (14) 無線局免許状（１部）
- (15) 無線局指定事項及び変更許可通知書（１部）
- (16) その他、当局が指示するもの

第3 シャシ

1 使用シャシ

シャシは、国産自動車メーカー製CD-I型消防専用シャシとし、次の要件を満たすものであること。

(1) 車両完成寸法

ア 全長	5, 800mm以下
イ 全幅	2, 000mm以下
ウ 全高	2, 900mm以下
エ ホイールベース	2, 000mm以上

(2) マニュアルトランスミッションとすること。

(3) ディーゼルエンジン74kw（100ps）以上で最新の排出ガス規制を充たしていること。

(4) 四輪駆動方式とすること。

(5) 乗車定員は5名とし、安全に乗降できる座席を設けてあること。

2 標準取付品

本仕様書において指定したもの以外の装備品は、消防専用シャシとしてメーカーが公表した標準取付品を装備していること。

3 標準装備品

シャシの標準装備品は別表に定めるほか、次のとおりとする。

(1) ステアリングはパワーステアリング装置付きとすること。

- (2) ブレーキはABS装置付きとすること。
- (3) 全席パワーウインド付きとすること。
- (4) 運転席はエアバッグ付きとすること。
- (5) タイヤはラジアルタイヤ・スペアタイヤ付きとすること。
また、前記とは別にスタッドレスタイヤ・スペアタイヤ付き一式を附属すること。
なお、納入時期によりスタッドレスタイヤでの納入を担当者と協議すること。
- (6) コーナーセンサー（前部）を備えること。
- (7) バックアイモニターを備えること。
- (8) ドライブレコーダーを備えること。
- (9) AM・FMラジオ及びデジタル時計付きとすること。
- (10) エアコンディショナー付きとすること。
- (11) ヘッドランプ及びテールランプはLED式とすること。
- (12) 音声警報器は、方向指示器又はバックギヤと連動させ、アラームの切り替えは元切り替え式とすること。
- (13) 助手席側はパワーミラーとすること。
- (14) 運転席及び助手席はサンバイザー付きとし、アクリル製サンバイザーを追加して備えること。
- (15) 各ドアは電磁ロック（キーレスエントリー付き）とすること。
- (16) キャブ内天井は無線アンテナ等の結線部を点検できる構造とすること。
- (17) ジャッキ等規定工具一式を備えるものとすること。
- (18) 当車両に装備する照明設備はLED（規定及び指定以外）とすること。
- (19) バッテリー（12V-100AH又は24V-100AH以上）及びオルタネーターは、電装品及び照明等の使用時に充分耐えられる容量であること。
- (20) その他車両運行基準に規定するものを装備すること。

第4 消防ポンプ

1 ポンプ装置

(1) ポンプ

ポンプ型式	一段ポリューム式水ポンプ、高圧二段バランスタービンポンプ、三段タービンポンプのいずれかとすること。
ポンプ性能	A-2級以上
	送水圧力0.85MPaにおいて放水量2,000L/min以上
	送水圧力（高圧）1.40MPaにおいて放水量1,400L/min以上

- (2) ポンプは、シャシ・エンジンのPTO（パワーテイクオフ）により駆動され、PTOの操作は運転席に設けられたスイッチ又はレバーにより行うものとすること。

と。このPTOは、シフトがPレンジでサイドブレーキ作動時のみ作動するものとする。

- (3) ポンプグランドパッキン部は、メンテナンス性を考慮してメカニカルシール構造又は無給油式グランドパッキン構造とすること。

2 真空ポンプ

真空ポンプは、ピストンを左右に動かし吸排気バルブにより空気を排出するピストン式真空ポンプ、又はその駆動を電磁クラッチ等介して行う偏心ロータリー式とし、注油装置を必要としない完全オイルレス構造とすること。

なお、非常用の別系統スイッチを車両の左右又はいずれかに備えるものとする。

真空性能：吸管外端閉塞にて30秒以内に大気圧の84%以上とすること。

3 安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は操作員が容易かつ安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

- (1) 圧力計・連成計（リタード式）は電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）又は同等品とし、振動等でも針振れがない構造とすること。
- (2) ポンプスロットルは電子式スロットル又は同等品とし、スロットルの作動状態については左右ポンプ操作装置の中央に設けた多目的表示液晶ディスプレイに表示するもの又は同等品とすること。
- (3) 多目的表示ディスプレイは次の3種類以上が表示できるものとし、これに対応できない場合は、別表示とすることができるが、操作員が容易に操作できる配置とすること。

取扱表示	機器取扱・点検整備・故障対策等の文書表示
モニタ表示	1 冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示 2 各ボールコックの開閉状況 3 揚水、放水の状況表示・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量（左右に各1）・積算流量計・ポンプ回転計
流水表示	1 各ボールコックの開閉状況 2 ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況を表示

- (4) ディスプレイ内の各表示切換は手袋等をした状態でも確実に作動できるように押しボタン式により行えるもの又は同等品以上とすること。

また、ディスプレイの大きさは、隊員の視認性を考慮し7インチ以上とし、夜間でも見やすい自動調光機能付きとすること。

- (5) 非常時における真空ポンプ及びスロットル操作はボディー左右又はいずれかに設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。

(6) ポンプ操作装置には隊員の安全を確保するため、スロットル固定機能を設け、不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を備えること。

ただし、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作できるものとする。

(7) Iot 端末を搭載し、遠隔地においても放水量及びポンプ回転など各センサーの数値を確認できるようにすること。

4 吸水口

(1) 吸水口は、ボール式コック付き呼称75mmとしボディー後方左右に各1個を設け、吸管は75mm又は90mmのスイベルエルボーにて取付けること。

なお、ポンプ操作盤付近両側に確認装置付きエゼクター装置を備えること。

(2) 吸水口のボールコック操作は、開閉操作状態が明確になるようにすること。

5 中継口

中継口は、ボール式コック付き呼称65mmとしボディー後方左右に各1個備えること。

6 放水口

放水口は、ボール式コック付きとし第1・第2放口をスイベル付きマルチコネクター、第3・第4放水口はマルチコネクターを取付けること。

7 ドレン

主ポンプドレンはPTOに連動させ、吸水コック及び中継コック等のドレンは可能な限り配管を集中させドレンコック数を少なくすること。

第5 キャブ

1 キャブの構造

(1) キャブは、鋼板製で十分な強度を有すること。

(2) キャブ天井部は、堅牢、かつ居住性に優れた構造とし、屋根は隊員が装備を付けたうえで長距離の走行でも快適に乗車できる高さを確保すること。

(3) キャブ後部をキャブバックさせ、空気呼吸器の取付けスペースを確保すること。

(4) キャブ上部の赤色警光灯の中央部に、スピーカー及び電動サイレンを内蔵すること。

(5) 全座席の窓ガラス上部にサイドバイザー（樹脂製）を取付けること。

(6) 標識灯は、白色の標識灯カバーに当局指定の所属名を丸ゴシック体の黒文字で表示すること。

(7) キャブ前面中央に消防章を取付けること。

(8) キャブ左右センターピラーに乗降用の手摺を取付けること。

- (9) アルミ縞板張り後部座席乗降用ステップを可能な限りワイドステップで設け、滑り防止処理を施すこと。
- (10) バッテリーの取出しは、点検、交換等が容易にできるスライド式とすること。
- (11) キャブ張出部左右に無線受話器（A V Mスイッチ含む）及び無線スピーカーの収納ボックスをキャブ一体型にして備えること。
なお、キャブスペースに取付け困難な場合は、後部シャッター内、無線操作部付近とすること。
- (12) フロントバンパー上部に足掛け保護用のアルミ縞板を備えること。
また、フロントパネル部に赤色点滅灯を取付けること。

2 キャブ内部の構造

- (1) 前座席上部又はダッシュボード内に電子サイレンアンプ、集中制御ボックス（10連式）、無線機、無線受話器、スイッチ類等を体裁よく取付けること。
- (2) 天井はアンテナ等の結線部を点検できる構造とし、後部座席ルーフ付近に室内灯（LED型）2個以上を適切な個所に取付けること。
なお、室内灯スイッチは、個別に入・切できるものとする。
- (3) 天井スペース（運転席・助手席上部及び後部座席上部）に、小物等の収納を備えること。
- (4) 後部座席は、キャブバックスペースに空気呼吸器取付け装置3基を備えること。
- (5) 後部座席前方に手摺を設け、大型S字フック（8個）を取付けること。
- (6) 後部座席前方中央に電子サイレン用ハンドマイクを取付けること。
- (7) 後部座席前方手摺部へ、携帯無線機及び書類等の収納ボックスを取付けること。
（詳細については別途担当者と協議すること。）
- (8) 前席中央の助手席を取外し、収納ボックスの前面（運転席と助手席の間）に空気呼吸器取付け装置を体裁よく取付けるとともに、後部座席からの前方視界に配慮し取付けること。（詳細については別途担当者と協議すること。）
- (9) 後部座席シート下部は物入れボックスとして使用できるものとする。
また、座面はダンパー式とすること。
- (10) 各座席の乗降部は、乗降用の握り棒を取付けること。
- (11) 助手席及び後部座席左右に各席で点灯及び消灯ができ、照明位置が調整可能なフレキシブルマップランプ（LED型）を取付けること。

第6 車体艤装

1 車両バランス

艤装は、総合的な重量軽減を図り車両重量のバランスを考慮し製作すること。

2 点検

車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口又は点検扉を備えること。

3 ポンプ操作装置（ポンプ室）

左右側面のアルミシャッター内に安全機能装置付きポンプ操作装置を取付けること。

なお、アルミシャッター内には収納を設けホース等を積載できる構造とすること。
(詳細は6(1)(2)のとおり)

また、左右ポンプ計器盤付近に無線受話器（AVMスイッチ含む）及び無線スピーカーの収納を備えること。

4 ボディー前方下部ボックス

(1) ボディー前方左下部（ポンプ室下部）に収納ボックスを備えること。

また、収納ボックス扉（フランス落とし付）はチェーンレスの展開式ステップとしても使用できるものとする。この扉の厚さは可能な限り薄くするものとし、ヒンジについては可能な限り小さなものを使用すること。（ステップとしての機能を損なわない程度とする。）

(2) ボディー前方右下部は、チェーンレスの小型の展開式ステップを設けること。

5 ボディー天井部

ボディー天井部は、十分な強度を有し錆びにくく滑り止め処理をしたアルミ縞板張りとする。

6 各収納ボックス

各収納ボックスはアルミシャッター式及びダンパー付跳ね上げ式の扉とし、堅牢で機密性に優れた構造、合わせ目にゴム製パッキン等を使用し水密を保つこと。

シャッターはバー式シャッターとし、片手で容易に開閉でき、積載物品の収納及び取出しが容易であること。また、シャッター巻き取り部に、保護枠を設け、積載品及び取付け装置等の接触によりシャッター面が傷つかない構造とすること。

(1) ボディー側面中央のポンプ操作装置上部の収納は貫通式の収納スペースとし、ホース収納棚（スライドパイプ等による落下防止を施すこと。）及びスライド式の収納を備えること。

(2) ポンプ操作装置後方に、島田折ホースを収納する棚を左右に各2段設け、脱落防止用のベルトを必要数設けること。

(3) 左側後部は、吸管を可能な限り小径で備えるものとし（吸管接続部については、スイベルエルボーを使用し吸管の車体前面振り出し及び直角振り出しを可能とし、吸管先にはスロッター式の消火栓金具を取付ける）、吸管巻きの内側等へ吸管ストレーナー、十字ボール、スピンドルドライバー及びスタンドパイプを固定金具にて

取付けること。

吸管上部の収納は、貫通式の収納スペースを備えること。

- (4) 右側後部は、吸管を可能な限り小径で備えるものとし(吸管接続部については、スイベルエルボーを使用し吸管の車体前面振り出し及び直角振り出しを可能とし、吸管先にはスロッター式の消火栓金具を取付ける)、吸管巻きの内側等へ吸管ストレーナー・消火栓開閉器具を固定金具にて取付けること。

なお、構造上支障が生じる場合等、詳細については契約後別途担当者と協議すること。

- (5) ボディーの後方両側下部は、オーバーハング処理を施すとともに、引出し式のステップを設けること。(詳細については担当者と協議すること。)
- (6) 吸管上部の収納は、貫通式の収納とし、空気呼吸器予備ボンベ4本の収納ボックスを備えること。
- (7) ボディー後面は、ホースカーを動力昇降装置により取出せる構造とし、ホースカー収納部分両側面又は上面に、金てこ、ホースブリッジ等を固定金具にて取付けること。
- (8) 各ボックス内には水抜き用の穴を2箇所以上設け、車体下方まで延長するパイプを接続すること。
- (9) 各ボックス内にはディマースイッチのスマール及びライト点灯、かつ扉等の開閉と連動して入・切できる庫内灯を、庫内が鮮明に確認できる個数を適切に取付けること。

なお、資機材等の取出し時に引っ掛かりが生じないように適切な取付けをすること。(詳細については担当者と協議すること。)

7 ボディー後面

- (1) ボディー後面右側にボディー天井へ乗り降りするための展開式昇降用はしごを備えること。
- (2) ボディー後面上部左右に赤色点滅灯及び作業灯を各1個備えること。
赤色点滅灯については、赤色散光灯及びサイレン連動とし別途キャビン内で入・切できるスイッチを設け、作業灯については、車両後部のスイッチにより入・切できるものとする。

8 ボディー上部

- (1) はしごの積載装置は地上より操作が可能な手動式の引出展開式昇降装置とし、この積載装置にブラケットを設け、とび口2本を備えるものとする。
- (2) ボディー上部は、アルミ縞板張りとし、後部の適切な位置に照明灯を取付けること。

なお、取付け位置下部にて入・切できるスイッチを備えること。

- (3) ボディー上部の適切な位置にアルミ製ボックスを設け、固定可動式の仕切り板を

備えること。

また、ボックス側面にスコップ、ハンマー、ボックスの内部に斧をそれぞれ固定装置にて体裁よく取付けること。

(4) ボディー上部前方に、消火器、掛矢を固定装置にて体裁よく取付けること。

9 ボディー両側面上部

(1) ボディー両側面上部中央に埋め込み型のバー式作業灯を車両左右に各1個備え、車両側面又は後部のスイッチにより入・切できるものとする。

(2) 作業灯の両脇に2段手摺りを取付けること。

10 保護具及び安全装置等

(1) 灯火類の破損の恐れがある箇所にはステンレス製保護枠を備えること。

(2) ボディーに取付ける部品のボルト及びビス類はすべてステンレス製を使用し、ボルトが剥き出しの場合は袋ナットを使用すること。

(3) 放水中にポンプより加圧された水にてPTOギアケース及びサブラジエターを強制的に冷却する装置を備えること。

第7 ホースカー

1 ホースカー

ホースカーは、65mmホース10本、50mmホース4本程度が積載可能な電動アシスト機能付きのものとし、設置方法は動力昇降装置を使用すること。

また、隊名を記載したプレート等を2箇所以上取付けること。

2 ホースカー附属品

ホース運搬具に下記附属品を取付けること。

(1) 二又分岐

(2) 50mm管そう2本、65mm雄雄・雌雌媒介 各1

(附属品の詳細については、契約後別途担当者と協議すること)

第8 消防専用電話装置

無線機は別紙の仕様書とし、本仕様書と重複するものについて除くことができるが、当局担当者と協議すること。

第9 塗装及び記入文字

1 塗装

(1) 車両は充分錆を落したうえ、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い充分乾燥させた後、環境に考慮した揮発性有機溶剤及び鉛成分を含まない赤色ハイソリッドウレタン塗装により塗装を行うこと。

- (2) アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。
- (3) 車体下回りは黒色塗装とし、ボックス内はシルバーメタリックとすること。
- (4) 艀装に使用されるコーキング材及びシーリング材は原則ボディー及びアルミ縞板と同色とし、完成後同所が目立たない処理をすること。
- (5) ボックス等の扉、シャッター及びフロントグリル等キャブ前面はボディーと同色とすること。

2 記入文字

- (1) キャビン屋根中央に上空から確認できるようバランスよく「日高PO」と丸ゴシック体の白文字で対空表示を記入すること。
- (2) キャビンドア左右に「埼玉西部消防局」と丸ゴシック体の白文字で左から右に読めるように記入すること。
- (3) 左右の前部ドア下部に丸ゴシック体の白文字にて整理番号を記入すること。
- (4) 後部左右ドアの下部には当局指定のシンボルマークを取付けること。
- (5) 車体両側面シャッター中央部に当局デザイン白で、上段に「SAITAMA SEIBU」下段に「FIRE BUREAU」と2段表示で体裁よく記入すること。
- (6) 車体後部面収納庫中央部に白文字で「埼玉西部消防局」と記入すること。
- (7) 記入文字の記入方法、寸法及び位置等の詳細は、別途担当者と協議すること。

第11 その他

本仕様書に記載されている仕様及び部品等で指定以外のものを使用する場合は、「同等品確認申請書」を公告に記載された期限までに提出し、発注者の承認を得ること。

第12 特記事項

本契約に関する支払い方法は、納入完了後一括払いとする。